

法テラス奈良

冬号

かわら版 (にゅ～すれた～)



法テラス 迷うあなたの 道しるべ

目次

- 事務局長より着任のご挨拶 … P. 1
- ほ、ほう！法テラスの活用法 … P. 1, 2, 3
- 《特集》「スタッフ弁護士のご紹介～法テラス南和法律事務所～」 P. 2, 3
- 法テラスからのお知らせ … P. 4

事務局長より着任のご挨拶



日本司法支援センター
奈良地方事務所
事務局長 柴田 まこと

平成25年4月より法テラス奈良に参りました柴田と申します。前任地は神戸の港街でしたので、今回は緑豊かなまほろばの地の奈良を毎日楽しんでおります。

奈良は平成18年発足時より、民事扶助相談件数・代理援助件数がほぼ順調に増加しており、その増加率は全国的にみても高く推移しています。それは一重に関係機関の皆様のご協力の賜物と一同感謝いたしております。さらに法テラスを知っていただくために、少しずつ関係機関訪問を行っておりますが、まだまだ法テラスの様々な制度に関する広報PR不足、力不足を実感しております。

今回の奈良マラソンに職員が3名参加します（残念ながら私は走れませんが）。マラソンのように奈良の町に法テラスの足跡を残せるよう前に前に一歩ずつ、職員一丸となって頑張りたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

法テラスでは、毎年、関係機関の皆さまとの連携強化・意見交換を目的とした地方協議会を開催しております。近いうちに、のご案内もお送りしますので、よろしくお願いたします。

ほ、ほう！法テラスの活用法

～ 情報提供業務 ～



法テラスにお電話いただく利用者様の約4割は、関係機関の皆さまからの紹介です。“法テラスって何やっているのか、よくわからないんだよね”と思われる方も、これを読めば“法テラスマスター！？”（既に法テラスを詳しくご存じの方も、是非、ご覧ください。新しい発見があるかもしれません。）

法テラスの主たる業務は、情報提供業務・民事法律扶助業務・犯罪被害者支援業務・国選弁護等関連業務・司法過疎対策業務の5つですが、今回は、情報提供業務について、詳しくご説明いたします。

例えば…

担当地域に住んでいるお婆さん、最近「終活」をしているって言うんだけど…具体的なトラブルになっているわけじゃないし、この事で何かしてあげることはないかな？



具体的なトラブルが発生しているわけではない…そんな時も、法的分野については、法テラスがお手伝いできます！

詳しくは次のページで！



【情報提供の流れ】

お婆さんは、遺言書を書こうと思い、自治体担当者から案内された法テラスに電話をかけてみました。

法テラス奈良、情報提供専門職員の照子でございます。今日は、どういったお悩みでお電話いただきましたか？



遺言書を書こうと思っているんだけどね…とりあえず、すぐに書きたいと思っているんだけど…

そうですね。遺言書の作成方法には、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3種類がございます。



そう、その自筆証書遺言？前にテレビか何かで聞いたことがあるよ。それは、どんな紙に書いても良いのかね？

自筆証書遺言は、どのような決まりは…の全文、日付、氏名をご自分で、押印する必要があり…コン打ちなど自書でない場合効となってしまいます。



※この成方させ

■ スタッフ弁護士のご紹介 ～法テラス南和法律事務所～

法テラス南和法律事務所は、近鉄吉野線「下市口」駅から徒歩5分とアクセスが良く、事務所内は大きな窓に囲まれた、明るく心休まる事務所です。事務所には暖かな陽差しが差し込み利用者の方の心を照らす「法テラス」の名にもふさわしい事務所です！

遅ればせながらではありますが、昨年10月に沖縄から赴任した新畑康スタッフ弁護士、そして、今年1月に着任した武田明子弁護士のご紹介をさせていただきます。



新畑康スタッフ弁護士

着任のご挨拶

私は、平成24年10月16日に、法テラス宮古島法律事務所からの異動により、法テラス南和法律事務所に赴任いたしました。前任地は、沖縄県ですが、私の出身は滋賀県ですので、今回の異動で関西へ戻ることになりました。沖縄から戻りたてのころは、晩秋の寒さですら身体に堪えましたが、ようやく寒さにも慣れてきたところです。

奈良での生活

本事務所に着任するまでは、奈良といえば、奈良の大仏や東大寺を見た程度でした。今は、奈良へ来てから1年になりますが、休日には、奈良市内、明日香村、吉野などの名所・旧跡を訪れ、奈良の生活を楽しんできました。

最近では、世界遺産である紀伊山地の霊場と参詣道に興味を覚え、大峰山脈の山に日帰りで登ったり、買い込んだガイドブックを読み次の旅行の計画を考える日々です(考えるだけで実行できないことが多いですが)。

これからの意気込みについて

私の過疎地での弁護士業務は3年以上になりますが、過疎地では、収入の少ない方が多いのは、今の場所もそんなに変わりありません。

これまで、依頼者の方に対しては、費用倒れの危険性も含めて費用の説明は丁寧なことに、他に費用の安く済む手段があればそのアドバイスもする、そのように心がけてきました。

意気込みというほどではありませんが、民事法律扶助の弁護士費用ですら、依頼者にとっては大金であること、これだけは忘れないようにしたいと思っています。

紙に書かなくても、遺言書は自分で書かなくても大丈夫です。一部がパソコンで書ける場合、その全てが無



なるほどね。
じゃあ、書いてみるよ。
ありがとう。

のケースでは、この他に遺言書の各作法の特徴(欠点等)についても、ご案内させていただくことなどが考えられます。

法テラスの情報提供では…

■ 一般的な法制度についてのご案内

⇒法テラスが有する約4000の法制度情報の中から、適切な法制度をご案内いたします。

■ 相談内容に応じた適切な相談先のご案内

⇒市町村ごとの相談窓口も把握しております。また、資力の要件に該当される方には法テラスの民事法律扶助制度による無料法律相談もご案内いたします。
を行っています！

情報提供は、**電話**でも **面談**でも、**匿名**で平日の10～12時、13～16時まで、**情報提供専門職員**がご対応させていただきます。
利用回数に制限はございません。

[関係機関の皆さまへ] 情報提供ののち、民事法律扶助制度の資力要件に該当されないなどの理由で、紹介元の関係機関(が実施する法律相談など)をご案内させていただく場合もございます。



武田明子スタッフ弁護士

早いもので、法テラス南和法律事務所に赴任してから、もうすぐ1年が経とうとしています。私が法テラスの常勤弁護士を志したきっかけは、吉野の地にあります。学生の時、旅行で吉野を訪れた際に地元の方から法律相談を受け、「後で弁護士さんのところに行ってくださいね」と言ってしまったのですが、簡単に弁護士の所に行けない方だったのではないかと心が残りとなり、司法過疎(弁護士数が少ない地域で、相談したくてもできない)の問題に関心を持ちはじめました。そして、司法過疎の問題解決に尽力したいと考えるようになり、弁護士の少ない地域にも事務所を開設する法テラスの一員になりました。法テラスの常勤弁護士として、南和地域に来たことには、不思議なご縁を感じています。

法律事務所というと、地理的な問題だけではなく、心理的にもハードルが高いと感じる方が多いと思います。法テラス南和法律事務所では、気軽に相談にいらしてくださる方も多いという印象で、とても嬉しく思っています。

ただ、奈良の地理に疎かった私は、てっきり奈良の南にある事務所だと思って赴任してしまいました。地図を広げてみると、事務所のある大淀町は、奈良県の真ん中辺りあるのだと気がきました。吉野郡の南部の方にも、もっと利用させていただきたいと思っています。身体が不自由で来所が難しい方には、無料の出張相談という制度もあります。福祉関係の方で、弁護士が入った方がよいのではないかと問題に直面されている方も、どうぞ一人で抱え込まないでください。地理的にも心理的にも、もっと気軽に相談ができるような法律事務所にしていきたいと考えております。



スタッフ弁護士と事務局一同



法テラス南和法律事務所をご利用される皆さまへ

法テラス南和法律事務所には、現在2名(男女各1名)の弁護士が常駐しており、どのように対処してよいか分かりづらい問題についても、できる限り丁寧に、分かりやすく、問題解決に向けたアドバイスをさせて頂くよう心掛けております。

原則として毎週火曜日・木曜日に法律相談日を設けておりますので(要予約)、「法的な問題かどうかよく分からない」という場合でも、まずはお気軽にお電話頂き、相談にお越し下さい。お待ちしております。

法テラスからのお知らせ

緊急企画

※民事法律扶助による法律相談のため、ご利用には、収入・預貯金の条件があります。
(詳しくは、お電話でお問い合わせください。)

ナイター法律相談のご案内

通常、平日の昼間に行っている法テラスでの法律相談を、下記の期間、夜間にも実施します！

《実施日時》

12月16日(月)・17日(火)・19日(木)・20日(金)

午後6時～8時 相談時間30分 **※事前予約制 秘密厳守**

相談場所:法テラス奈良(近鉄奈良駅から徒歩3分)

予約受付:050-3383-5450(平日9時～17時)

ご存じですか？夜間民事当番弁護士制度！

奈良弁護士会では、上記期間以外でも、平日午後6時～8時まで夜間法律相談を実施しています。(相談場所は、担当弁護士の事務所となります。)
民事法律扶助の制度も利用できます。

予約は法テラス奈良または奈良弁護士会で行っています。

奈良弁護士会 TEL0742-22-2035 (平日9時30分～12時、13時～17時)

民事法律扶助

無料法律相談利用条件

(A) 収入等が一定額以下であること
申込者および配偶者の収入、現金・預貯金の合計額で判断します。

| 家族 | 手取り月収 | 現金・預貯金 |
|-----|------------|---------|
| 単身者 | 182,000円以下 | 180万円以下 |
| 2人 | 251,000円以下 | 250万円以下 |
| 3人 | 272,000円以下 | 270万円以下 |
| 4人 | 299,000円以下 | 300万円以下 |

(B) 民事法律扶助の趣旨に適合すること

報復を目的とするような場合は、ご利用いただけません。

法テラス奈良の最新情報はホームページで！ <http://www.houterasu.or.jp/nara>



法テラス奈良

営業時間：月～金(9時～17時)

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
TEL 050-3383-5450/FAX 0742-24-3213



法テラス南和法律事務所

営業時間：月～金(9時～17時)

〒638-0821 吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4階
TEL 050-3383-0025/FAX 0747-52-9179

編集・発行 日本司法支援センター 奈良地方事務所 (法テラス奈良)